

生徒心得

(1) **生活規律の確立**：学校生活の土台である日常の基本生活を大切にしましょう。

ア 服装、頭髪は清楚なものを心がけましょう。

イ 礼儀作法（挨拶、言葉づかい、入退室のマナー、など）を守りましょう。

ウ 学習、睡眠、余暇の活用など、一日一日を計画的に、規則正しく過ごしましょう。

エ 学校生活のことや悩みの相談など、家族との対話をもちましょう。

オ 生命の尊重と健全な心の保持に努め、健康管理、交通安全を心がけましょう。

(2) **学習意欲の向上**：高校生の本分は学業です。

ア 授業に真剣に取り組みましょう。

イ 予習、復習を欠かさないようにしましょう。

ウ 最低でも「学年＋1時間」の家庭学習時間を確保しましょう。

エ 到達目標を決め、その到達に向かって努力をしましょう。

オ 学習の仕方や内容などの分からないところは、先生に積極的に質問をしましょう。

(3) **集団意識の高揚**：武義高生としての誇りをもち、健全な校風の樹立に努めましょう。

ア 個人の自由と責任を自覚しましょう。

イ ホームルーム活動や部活動をとおして連帯意識を強化しましょう。

ウ 武義高校の伝統を大切にしましょう。

エ 読書、交友などによって望ましい人格を形成し、健全な人生観や価値観を育みましょう。

(4) **特別指導及び支援、懲戒の対象となる行為**：懲戒とは、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づく退学、停学及び訓告の処分の他、謹慎、校長説諭などの指導、支援を行うことです。

ア 学校の秩序を乱す行為（指導無視、暴言等）をしないようにしましょう。

イ 授業、考査、作業を怠けることのないようにしましょう。

ウ 考査に係わる不正行為（カンニング、答案の改ざん等）をしないようにしましょう。

エ 手続きを行わず、無届けでアルバイトをしないようにしましょう。※1

オ 刑法犯行為（窃盗、暴力、脅迫、器物破損等）をしないようにしましょう。

カ 特別法犯行為（喫煙、飲酒、薬物乱用、不正乗車等）をしないようにしましょう。

キ 道路交通法違反行為（無免許運転、自転車安全走行違反等）をしないようにしましょう。

ク 不良行為（いじめ※2、深夜徘徊、家出、不正ネット使用※3 等）をしないようにしましょう。

※1 アルバイトは、学業や部活動に専念するため、入学後夏季休業以前は、原則認めていません。長期休業中に希望する場合は、申請をしてください。

※2 法律上、相手が「いじめ」と感じたらいじめと定義されます。特定の個人を対象にした悪意のある言葉や行為はもちろん、悪意がなくても相手に苦痛を感じさせたらそれはいじめとなります。

※3 携帯電話、スマートフォンやパソコンからの出会い系サイトや有害サイトへのアクセスには危険性が潜んでいます。また SNS や LINE、X、掲示板への不正な書き込み（個人情報、他者への中傷、地域社会への迷惑）などは絶対にしてはいけません。

(5) 服装規定：服装は本校生にふさわしい質素、清潔で体型に合ったものを着用し、品位を保つよう心がけましょう。

ア 制服 学校指定の制服とします。

イ 履物

- ・通学靴は華美でない短靴とします。
- ・上履は学年別の指定スリッパを使用します。
- ・靴下は華美でないものとします。

ウ 防寒具は華美でないものとします。

エ 鞆は教材、教具の持ち運びに適したものを使用しましょう。

オ ベルトは茶、黒色を基本とし華美でないものにしましょう。

(6) 校則等に違反する行為

ア 服装及び頭髪等の規定違反をしないようにしましょう。

- ・制服は本校の服装規定にそって着用し、変形はしないようにしましょう。
- ・スカートの長さは、膝頭の中心の位置より短くならないようにしましょう。
- ・リボンは第一ボタンが隠れる位置にくるようにスナップボタンで留めましょう。
- ・ズボンはウエストの位置で着用し、必ずベルトを使用しましょう。
- ・社会通念上の奇抜な髪型はしないようにしましょう。
- ・脱色、染色、付け毛などしないようにしましょう（変色した髪の色は、元に戻すこととなります）。
- ・化粧は禁止です。
- ・マニキュア、ピアス、ネックレス、指輪、カラーコンタクト、大きな髪止めなどは禁止です。
- ・制服を譲り受ける場合は、生徒指導部でサイズの確認を行ってください。

イ 携帯電話、スマートフォンは敷地内で使用しないようにしましょう。

- ・学校敷地内では使用禁止です。やむを得ない事情がある場合は、教員の許可を得て使用してください。
- ・学校敷地内では電源を切り、貴重品ロッカーに保管しましょう。
- ・違反をした場合は、一旦預かります。指導、支援の後に返却します。

ウ 自転車安全走行違反をしないようにしましょう。

- ・信号機無視、夜間の無灯火走行、傘さし走行、走行中の携帯電話使用、二人乗り、並列走行、イヤホン（ヘッドホン）等を聞きながらの走行、歩行者の通行妨害などは禁止です。（自転車は「車両」の一種であり、道路交通法の対象です。）
- ・自転車通学の場合には、申請書を提出してください。賠償責任保険（加害者になった場合の補償）に加入することが条件です。

エ 不必要な物の持ち込みは禁止です。

- ・ゲームや携帯音楽プレーヤなどは学校へ持ってこないようにしましょう。

これら生徒心得についての改正、廃止に関しては以下の手続きを踏む場合があります。

- ①生徒会執行部は生徒の意見を集約し、生徒議会にて、校則の改正または廃止を議決した後、校長にそれを要求することができます。
- ②校長は、生徒議会の求めがあったとき、生徒及び保護者からの意見を聴取し、学校運営協議会等で、その可否について議論するものとします。
- ③校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正または廃止について決定するものとします。
- ④前項による決定について、その経過及び決定の理由については、生徒及び保護者に示すものとします。